

指名停止について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

平成28年11月9日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 金田 好章
契約管理係長 下地 公介
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 伊佐 安史
管理第二係 永田 千春
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
宮本建設工業（株）	福岡県北九州市門司区春日町21-25

2. 指名停止措置期間：

平成28年11月9日～平成29年3月8日（4ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

宮本建設工業（株）の代表取締役は、建設業許可更新等の際、虚偽記載した貸借対照表を福岡県に提出したとして、平成28年9月29日、建設業法違反の容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）別表第2第13号の措置要件に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

○指名停止要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内